

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚徳福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年12月19日及び12月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いがあるので、社会福祉法人会計基準にのっとり適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>おぐら保育園拠点区分事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じていないにもかかわらず、積立金が積み立てられていた。</p> <p>については、当該余剰の範囲内で積立金を積み立てることができるものであるので、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(会計省令第6条第3項)(運用上の取扱い19)</p>	<p>会計省令第6条第3項及び運用上の取扱い19の遵守を法人内に周知した。再発防止に努める。令和3年度に積み立てた積立金を、令和4年度に取り崩す。</p>
2	<p>借入金の借入れ及び償還に係る会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理すべきところ、本部拠点区分において松が丘保育園の借入金返済と利息が計上されていた。</p> <p>については、借入金の借入れ及び償還に係る会計処理は借入目的に応じて、各拠点で処理すること。</p> <p>(留意事項8)</p>	<p>当該借入金については、現在借入れ金融機関と、他の借入金と分離しての借りなおしについて、協議している。</p>
3	<p>保育園の会計は、拠点区分ごとに独立した拠点区分とすべきところ、本部拠点区分において石神井台保育園の会計処理が行われていた。</p> <p>については、石神井台保育園は拠点区分を設けて本部拠点区分と別に処理すること。</p> <p>(会計省令第7条の2)(留意事項4(2))</p>	<p>保育園開設に係る準備費用を本部拠点で処理していた。今後、同様の事案に対しては拠点を設け処理するよう改善する。</p>
4	<p>法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書において、施設整備等補助金収入の額が一致していなかった。</p> <p>その差額は、世田谷ベアーズ拠点区分において、当該計算書類間で施設整備等補助金収入の額が一致していないことが原因であった。金額が一致しない理由は、初年度に一括交付された土地賃借料補助金について、事業活動計算書では毎年振替を行うことによるものであったが、</p>	<p>法人内で、注記等に関する勉強会を行い、周知した。拠点数が多く、会計処理を分散しているため整合性の確認が十分行えていなかったが、複数チェックを行い改善する。</p>

	<p>計算書類に対する注記に当該内容が記載されていないかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記には、把握した注記すべき事項を適切に注記すること。 (運用上の取り扱い 23)</p>	
5	<p>末長こぐま認可保育所拠点区分、坂戸認可保育園拠点区分及び松が丘認可保育園拠点区分の前期末支払資金残高について、米子駅前ベアーズの運転資金借入金返済充当のために、米子駅前ベアーズ拠点区分に繰り入れていた。</p> <p>前期末支払資金残高の取り扱いについては、弾力運用局長通知に従い適切な会計処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「前期末支払残高の取り扱いについて、弾力運用通知に従い適切な会計処理を行います。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。 (弾力運用局長通知 4 (2))</p>	<p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p>(1) 法人本部の運営に要する経費</p> <p>(2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費</p> <p>(3) 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費</p> <p>上記の遵守を法人内に周知した。今後は、前期末支払残高は運転資金借入金の返済に充当しない。</p>
6	<p>職員採用応募者に対して、面接交通費として1人当たり1,000円が支出されていたが、支出根拠が不明であった。</p> <p>については、規程を設ける等して支出根拠を明確にすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。 (経理規程第27条)</p>	<p>令和5年3月8日開催の理事会において、職員採用選考試験の応募者に対する交通費等の支給に関する規程を整備した。</p>
7	<p>価格による随意契約において、相見積りを徴していないものがあった。</p> <p>については、価格による随意契約は、原則として3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど、適切な価格を客観的に判断すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。 (経理規程第74条)</p>	<p>令和3年度に本件についての口頭指摘を受け、各拠点に改善するよう文書で周知をしたところだが、同様の事案が発生したので、再発防止のため解りやすい様式(稟議書に価格等による必要書類を明記)等に改める改善に取り組んでいる。</p>

8	<p>予算の編成について以下の不備があった。</p> <p>①資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成する必要があるが、介護老人保健施設アイアイ拠点区分において、予算計上されていない科目が見受けられた。他の拠点においても同様に見受けられないものがあった。</p> <p>②社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件については、前回及び前々回も指摘しており、その際、貴法人は「決算額が予算額を超過している科目については、補正予算を理事会に上程する。軽微な乖離の範囲については経理規程を変更し定める予定である。」としているものの、軽微な乖離の範囲は検討中であるが、補正予算を行うことについては改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (定款第 32 条第 1 項) 経理規程第 21 条)</p>	<p>予算編成については、経理部も加わり改善に努めている。令和 5 年度中に、指摘を受けない予算編成が行えるよう努める。</p> <p>なお、軽微な乖離の範囲については経理規程に 5 % と定める。</p>
---	---	---